別表1

在宅利用料金表(R6.6.1)

B 短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護(併設型・空床型)

1 万葉苑・「ますだ」ハイツ(多床室)

(単位:円)

基本単位数							加算単位数			単位数計							区分			食費	居住費	利用者負担額(日額)						
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化Ⅱ	機能訓練体制	夜間職員配置Ⅲ(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5					4～7月 855 8～3月 915	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
										上段(基本単位数+加算単位数) 中段(処遇改善単位数) 下段(単位数計)																	
451	561	603	672	745	815	884	18	12	15	481	591	648	717	790	860	929	負担段階	1割負担	第1段階	300	0	848	974	1,039	1,117	1,201	1,280	1,359
										67	83	91	100	111	120	130			第2段階	600	370	1,518	1,644	1,709	1,787	1,871	1,950	2,029
																			第3段階①	1,000	370	1,918	2,044	2,109	2,187	2,271	2,350	2,429
																			第3段階②	1,300	370	2,218	2,344	2,409	2,487	2,571	2,650	2,729
										548	674	739	817	901	980	1,059			基準費用額	1,445	855	2,848	2,974	3,039	3,117	3,201	3,280	3,359
																		2割負担		1,445	855	3,396	3,648	3,778	3,934	4,102	4,260	4,418
																		3割負担		1,445	855	3,944	4,322	4,517	4,751	5,003	5,240	5,477

2 「ますだ」ハイツ(ユニット個室)

(単位:円)

基本単位数							加算単位数			単位数計							区分			食費	居住費	利用者負担額(日額)						
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	サービス提供体制強化Ⅱ	機能訓練体制	夜間職員配置Ⅳ(介護)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5					4～7月 2,006 8～3月 **2,066**	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
										上段(基本単位数+加算単位数) 中段(処遇改善単位数) 下段(単位数計)																	
529	656	704	772	847	918	987	18	12	20	559	686	754	822	897	968	1,037	負担段階	1割負担	第1段階	300	820	1,757	1,902	1,980	2,057	2,143	2,224	2,302
										78	96	106	115	126	136	145			第2段階	600	820	2,057	2,202	2,280	2,357	2,443	2,524	2,602
																			第3段階①	1,000	1,310	2,947	3,092	3,170	3,247	3,333	3,414	3,492
																			第3段階②	1,300	1,310	3,247	3,392	3,470	3,547	3,633	3,714	3,792
										637	782	860	937	1,023	1,104	1,182			基準費用額	1,445	2,006	4,088	4,233	4,311	4,388	4,474	4,555	4,633
																		2割負担		1,445	2,006	4,725	5,015	5,171	5,325	5,497	5,659	5,815
																		3割負担		1,445	2,006	5,362	5,797	6,031	6,262	6,520	6,763	6,997

3 加算

区 分		内 容
①サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)Ⅱ	日	・当該特養と短期入所事業所の介護職員の総数(常勤換算)のうち、介護福祉士の割合が60%以上であること。(この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)
②機能訓練加算	日	・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置していること。
③夜間職員配置加算Ⅲイ(介護)	日	・夜間の介護・看護職員数が、基準(2名)を1名以上上回って配置していること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(従来型)
④夜間職員配置加算Ⅳイ(介護)	日	・夜間の介護・看護職員数が、基準(2名)を1名以上上回って配置していること。また、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。(ユニット型)
⑤生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。10単位
⑥介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	日	・所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数)の14．0%を加算。 (この加算は、区分支給限度額基準額の算定対象外)

4 他加算

区 分	一日負担額			内 容
	1割負担	2割負担	3割負担	
⑦個別機能訓練加算	56	112	168	・常勤で専任の機能訓練指導員を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能の向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。 ・個別機能訓練計画に基づき、目的の機能訓練の項目を準備し、セラピスト等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3カ月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直しを行っていること。
⑧送迎加算	184	368	552	・送迎が必要と認められる利用者に対して、送迎車両により利用者の居宅まで個別に送迎した場合について加算
⑨療養食加算	8	16	24	・医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身の状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。(1日3食を限度で、1食を1回勘定)
⑩緊急短期入所受入加算(介護)	90	180	270	・利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 ・7日間(利用者の日常生活上の世話を行う家族疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度とする。

5 介護保険給付対象外サービス

区 分		金 額	内 容	区 分	内 容
①理髪・美容	丸刈り	実費	毎月1回、理美容師の出張による理美容	④食費負担額 (外来者も同じ)	朝食 395円 昼食 550円 夕食 500円 1日計 1,445円
	カット	実費	サービス(調髪、顔そり洗髪等)		
	パーマ	実費	業者名:益田理容組合、NNK介護福祉サービス	⑤コピー代	1枚につき白黒10円、ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ20円、ｶﾗｰｺﾋﾟｰ30円
②日用品・嗜好品		実費		⑥電話料金	固定電話3分 10円 携帯電話1分 20円
③クラブ活動等		実費	材料費等実費		